

副
本

令和4年(ワ)第15185号 損害賠償請求事件

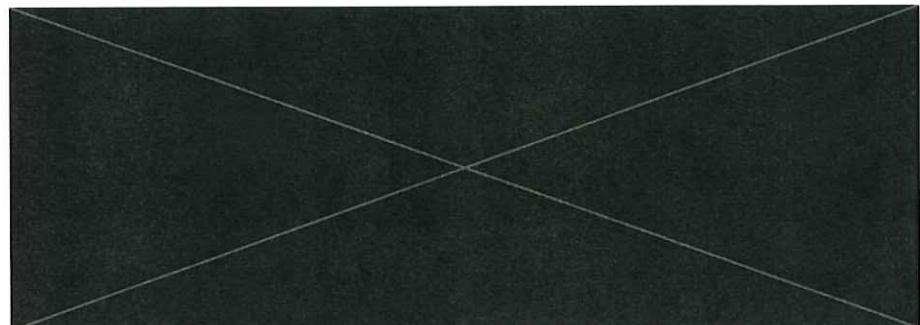
原 告 立花孝志外1名

被 告 株式会社テレビ朝日外1名

答弁書

2022年(令和4年)9月29日

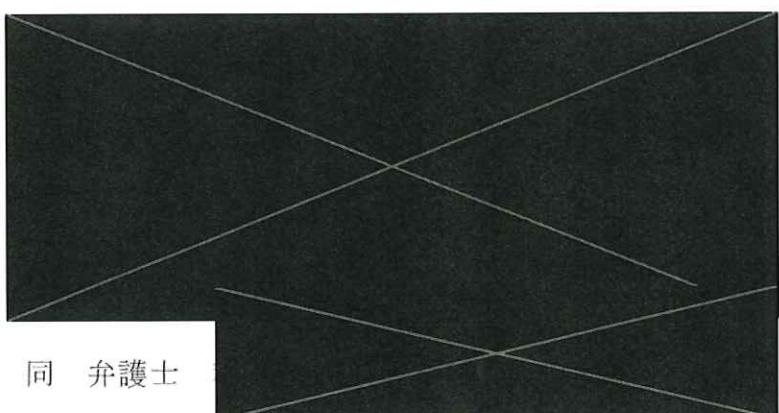
東京地方裁判所民事第43部合C1係 御中



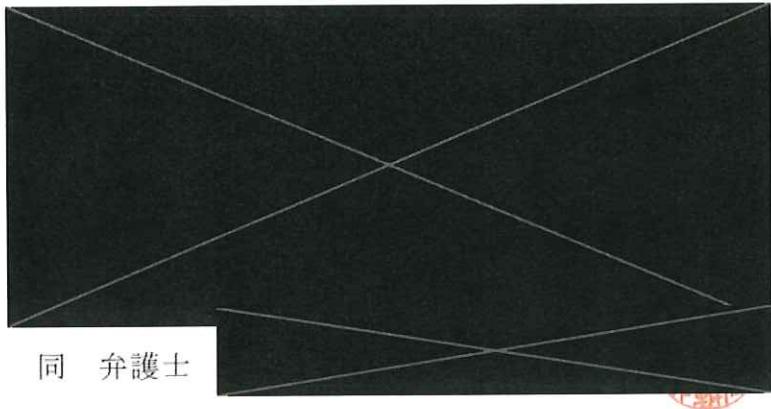
被告ら訴訟代理人

弁護士

印



同 弁護士



第1 請求の趣旨（訴状訂正申立書による訂正後）に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因（訴状訂正申立書による訂正後）に対する認否

- 1 同第1（当事者）について
認める。
- 2 同第2（本件番組の概要）について
認める。
- 3 同第3（本件番組前の経緯）について
 - (1) 第1段落は、第1文は認める。第2文は、東谷和義氏のYouTubeチャンネルでの配信において、当時17歳だった被害女性であるとされる女性が出演して事実関係を語ったことは認め、その余は不知。
 - (2) 第2段落は、甲6の1のTwitterの投稿があることは認め、その余は不知。
 - (3) 第3段落は、甲6の2、甲6の3のTwitterの投稿があることは認め、その余は不知。

- (4) 第4段落は、被告株式会社テレビ朝日（以下「被告会社」という）が、2022年6月16日21時54分から放送の「報道ステーション」内の第26回参議院議員選挙に向けた党首討論（以下「本件番組」という）の放送前に、甲7の書面（以下「本件通知書」という）をメール添付で送信したこと、他の出演者には本件通知書と同様の書面は送信していないことは認める。
- (5) 第5段落は認める。
- (6) 第6段落は不知。
- (7) 第7段落は、被告会社のXXXXXチーフプロデューサー（以下「XXXXCP」という）が、原告立花の前日のTwitterの投稿内容に関して危惧している旨を説明したことは認め、その余は不知。
- (8) 第8段落は、原告立花が綾野剛氏の問題について発言するつもりであったことは認め、その余は不知。
- (9) 第9段落は、原告立花が、XXXXCPとの電話において、発言内容の原稿を事前に確認するよう提案し、いったん電話を切ったことは認め、その余は不知。
- (10) 第10段落は認める。
- (11) 第11段落は否認する。前記のとおり、XXXXCPは、原告立花が前日のTwitter（甲6の3）で本件番組内で綾野剛氏の淫行疑惑について追及すると予告していることについて懸念していることを原告立花に伝えていたものである。なお、被告会社が本件通知書（甲7）を送付したのは、限られた放送時間の中で、予定した2つのテーマ（①日本の安全を守る体制について、②物価高など日本国内の暮らしへの影響について）に関する議論を深めるため、テーマから逸脱する発言を控えるよう要請したものである。
- (12) 第12段落は否認する。
- 原告らは、「綾野剛氏の淫行疑惑に関するテレビ局の対応を問題にするより

も、上記の被告会社と原告立花とのやり取りについて問題提起すべきとの結論に至った。」と主張するが、被告会社は、綾野剛氏の問題について発言しようとしていた原告立花に対し、テーマから逸脱した発言をしないよう求めたものであり、原告立花は綾野剛氏の問題について発言を控えるよう求めた被告会社の対応を問題にしようとしていたものである。

(13) 第13段落は不知。

(14) 第14段落は、第1文は否認する。

第2文は、被告会社が具体的かつ明確な理由を明示することもなく原告立花の発言を規制しようとしたことは否認し、その余は不知。

4 同第4（実施された本件番組の内容）について

(1) 第1段落から第29段落（訴状訂正申立書10頁20行目まで）は概ね認める。

第30段落（訴状訂正申立書10頁21行目から25行目）は、原告立花が発言を終えたのは発言を始めて約1分後であり、ランプは点灯していなかったこと、原告立花が映し出されていたモニターが放送中の画面から消えたことは認め、その余は否認する。原告立花は、「今は、日本の安全保障の話をしています。申し訳ありません。その発言は認められませんのでここで打ち切らせていただきます。」との被告大越の呼び掛けを受けて、「はい、ありがとうございます。」と述べて、自ら発言を止めたものである（乙1 本件番組における原告立花の発言部分の反証）。

また、第8段落（訴状訂正申立書8頁25行目）の岸田文雄自由民主党総裁（以下「岸田氏」という）の1回目の発言時間は約1分07秒であり、第17段落（訴状訂正申立書9頁9行目）の岸田氏3回目の発言時間は約57秒である。

(2) 第31段落は、原告立花が自ら発言を止めて退席したことは認め、その余

は不知。

5 同第5（被告会社の不法行為責任）について

（1）同1（原告らの被侵害利益）について

第1段落は認める。

第2段落は、本件番組が参議院議員選挙に向けた党首討論の報道番組であることは認める。本件番組は、被告会社が、2022年7月10日投開票の参議院議員選挙に向けて原告NHK党を含む9政党の党首討論として企画し報道したもので（乙2 2022年6月7日付「党首討論 番組出演のお願い」）、討論のテーマは、①ウクライナ侵攻をうけての日本の外交安全保障及び②物価高の中の暮らし・経済とし、あらかじめ9党に伝えており、当該テーマに関するものに限定されていたものである（甲7）。

第3段落は争う。本件番組での討論テーマの設定及びテーマから逸脱する発言の制止は被告会社の番組編集権の行使による適正なもので、編集権の裁量の範囲内のものであり、原告らの表現の自由及び政治活動の自由を侵害するものではない。

（2）同2（被告会社の不法行為）について

ア 同（1）（被告会社の編集権の裁量範囲について）について

（ア）第1段落ないし第3段落（第2段落は訴状訂正申立書11頁17行目から同12頁14行目まで、第3段落は同12頁15行目から23行目まで）は認める。

（イ）第4段落は、放送法により被告会社に編集権が認められていることは認め、その余は否認ないし争う。

放送法3条は、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」と定め、放送事業者の放送番組の自由を保障している。また、放送法1条は、「放送の不

偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保する。」と定め、「不偏不党」は、放送の自由を確保するため、放送事業者が特定の勢力に偏った放送を強制されないことを定めたものである。そして、放送法4条1項は、放送番組編集の基準を定めたものであり、原告らに対する私法上の具体的な義務を定めたものではない。

また、被告会社の番組基準は、被告会社が自ら定めた自主的な基準であり、原告らに対する私法上の具体的な義務を定めたものではない。

なお、奈良地裁令和2年1月12日判決・判例時報1512号707頁は、日本放送協会（NHK）に対しニュース報道番組において放送法4条を遵守して放送する義務があることの確認及び債務不履行による損害賠償を請求した事案について、「法4条1項各号又は国内放送番組基準に定める放送内容に関する義務は、放送に対して一般的抽象的に負担する義務ないし基準であって、個々の受信契約者に被告に対して同条又は国内番組基準を遵守して放送することを求める法律上の権利ないし利益を付与したものとはいえない。」と判示している。

また、選挙報道について、東京高裁昭和60年7月25日判決・判例タイムズ576号71頁は、「選挙放送すなわち選挙に関する報道又は評論については表現の自由を濫用して選挙の公正を害しない限り放送法の規定に従って放送番組を編集する自由が保障されており（公職選挙法151条の3、放送法1条、3条参照）」と判示している。

(ウ) 第5段落は争う。

(エ) 第6段落は争う。一般論として、本件番組において「国民の安全・暮らしをどう守る？」というテーマについて、公平かつ中立に多くの角度から論じることが必要であったとしても、原告立花が希望する発言を認めなければならぬ放送法上の義務はなく、私法上の義務もない。

(オ) 第7段落は争う。

イ 同(2)(被告会社による原告立花の発言打ち切り)について

(ア) 第1段落は、原告立花が約40秒話した時点で、被告大越が原告立花の発言は討論のテーマから逸脱していると判断し、1分間の経過を知らせるランプが点灯していない段階で、原告立花の発言を制止して打ち切り、被告会社が原告立花の画面を切り替えたことは認め、被告会社の編集権の裁量が原告ら主張のように限定されていたとの点は否認ないし争う。

(イ) 第2段落は、否認ないし争う。

(ウ) 第3段落は、原告立花が本件番組の放送開始前に、被告会社のC Pに発言内容を事前に確認するよう提案したことは認め、その余は否認ないし争う。

被告会社は、党首討論での各党の具体的な発言内容について事前に原稿を確認したり修正することは適切でないと判断し、その理由を説明して原告立花の提案に応じなかったもので、原告立花の提案を無視したのではない。

また、被告会社は、原告立花に対し、本件番組の放送前に、テーマから逸脱した発言があった場合は発言を打ち切ることもあると伝えており、原告立花の発言を打ち切ったことは不意打ちではなく、原告の発言の機会を保障すべき手続として不十分であったなどということはない。

(エ) 第4段落は、否認ないし争う。

(オ) 第5段落は、否認ないし争う。

(カ) 第6段落は、原告ら代理人がアンケートを実施したことは不知であり、その余は争う。

(キ) 第7段落は、甲11の裁判例があることは認め、その余は争う。

本件番組において、原告立花の発言内容にかかわらず、原告立花が予定どおり1分程度の持ち時間で持論を展開し、それが放送されることが法的に保護されるとはいえない。

(ク) 第8段落は、否認ないし争う。

ウ 同(3)(被告会社による原告らへの不公平扱い)について

(ア) 第1段落は、否認ないし争う。

「不偏不党」(放送法1条2号)とは、放送事業者が、特定の勢力に偏った放送を強要されないようにして、放送事業者の表現の自由を確保するため、放送法により放送事業者の表現の自由を確保するための原則として定められたものであり、被告会社が原告らに対し、不偏不党であることの私法上の義務を負うものではない。また、「政治的に公平であること」(放送法4条1項2号)は、放送事業者が遵守すべき基準として定められているもので、被告会社が原告らに対し「政治的に公平であること」について私法上の義務を負うものではない。

原告らについて、放送法により、他の政党や政治家と「平等に扱ってもらうことにつき法的保護に値する立場を有していた」とはいえない。

(イ) 第2段落は、被告会社が、原告立花の言動を事前に把握し、本件通知書(甲7)を原告立花にのみ送付したことは認め、その余は否認する。

被告会社は、本件番組の限られた放送時間の中で、予定した2つのテーマに関する議論を深めるため、テーマから逸脱する発言を控えるよう原告立花に要請したものである。

(ウ) 第3段落は強制的に打ち切りとなったとの点は否認し、その余は認める。原告立花は、被告大越が原告立花のテーマから逸脱する発言を打ち切ると述べた際、「はい、ありがとうございました。」と述べ、自ら発言を止め、原告立花の映像が切り替えられると同時に立ちあがり、自らス

タジオから退出したのであり、強制的に発言が打ち切りになったのでは
ない。

(エ) 第4段落は、否認ないし争う。

(オ) 第5段落は争う。

(3) 同3(小括)について

争う。

6 同第6(被告大越の不法行為(共同不法行為))について

第1段落は認める。

第2段落は争う。

7 同第7(損害)について

争う。

8 同第8(弁護士費用)について

争う。

9 同第9(一部請求)について

争う。

10 同第10(終わりに)について

争う

第3 被告らの主張(原告立花の発言を制止した経緯及び理由—不法行為の不成立)

1 本件番組の企画及びテーマの設定

前記のとおり、2022年6月16日放送の本件番組(報道ステーション)
は、被告会社が、同年7月10日投開票の参議院議員選挙に向けて原告NHK
党を含む9政党の党首討論として企画し報道したものである(乙2 2022
年6月7日付「党首討論 番組出演のお願い」)。

被告会社の本件番組の担当者らは、同年6月9日にキャスターである被告大

越を含めた会議を開き、本件党首討論のテーマを「①ウクライナ侵攻をうけての日本の外交安全保障、②物価高の中の暮らし・経済」とすることを決め、同年6月10日に本件番組の担当者から原告ＮＨＫ党に対し、「討論テーマについては、今のところ、①ウクライナ侵攻をうけての日本の外交安全保障 ②物価高の中の暮らし・経済が大きなテーマとなる予定です。」と伝えた（乙3）。なお、他の8政党にも同様の電子メールを送信し、テーマについて伝えた。

同年6月13日には、被告大越から原告立花を含む9政党の党首宛てに、「ウクライナ侵攻は安全保障だけでなく、エネルギー問題、物価高騰にも大きな影響を与えています。そして、厳しい国際情勢の中、日本が何を糧にして生きていくべきかという中長期的な課題も突き付けています。今回の党首討論は、ウクライナ侵攻という歴史を画す事態が進行するなかで、日本の歩むべき道について真正面から考える番組にしたいというのが私たちの願いです。」と伝えた（乙4　書簡）。

2 原告立花の発言予告と被告会社の対応

- (1) 原告立花は、2022年6月15日17時45分にTwitterに投稿し、「明日、立花孝志がテレビ朝日の生放送に出演します。これが去年の模様です。11分辺りに出てきます。あたしは綾野剛の淫行について言及する予定です。」と投稿した（甲6の3、乙5　Twitter投稿）。そして、同年6月16日2時12分には、原告立花がYouTubeの配信を行い、同日に報道ステーションに生出演する旨を告知し、「いずれにしてもテレビに出て、日頃テレビでは流れない情報をテレビで流してやろうと思っていますので、皆さんご期待ください。」などと発言し（乙6の1　YouTube動画、乙6の2　反訳）、当該配信の画面上には、「立花孝志のテレビ出演情報！ついにあの俳優の17歳元アイドル飲酒のうえホテル連れ込み問題が地上波で暴露される　このままあるテレビ局はドラマの放送が出来るのか」との記載があった（乙6の3）。

(2) 原告立花の上記の言動に接し、被告会社は、①俳優の私生活に関する発言は、参議院議員選挙の大きな論点と考えられるウクライナ侵攻の影響下での日本の安全保障や生活・景気対策について限られた放送時間の中で議論を深める本件番組の目的から外れ、②本件番組の放送責任を負う放送局として、第三者の社会的評価を低下させる事項について、真実性に関する確認が取れていながらもかかわらず放送する事態は回避しなければならないと判断した。

(3) そこで、被告会社は、同年6月16日14時44分ころに、柳井CPから原告立花に対し、メールに本件通知書（甲7）を添付して送信し、「本日の討論のテーマにつきましては、事前にお伝えしたとおり、ウクライナ侵攻が波及する以下の2つの分野に絞って議論を深めたいと考えております。①日本の安全を守る体制について ②物価高など日本国内の暮らしへの影響について」であると改めて通知し、「上記のテーマから逸脱する発言は控えていただくようお願いします。万が一、そのような発言があった場合は、しかるべき対応させて頂く場合もあることをご承知おきください。ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。」と伝えた。

さらに、████CPは、同日15時20分すぎに原告立花に電話し、原告立花のTwitterへの投稿を見ての改めての要請であるとして、予定するテーマ（①ウクライナ侵攻をうけた日本の安全を守る体制、②物価高など日本国内の暮らしへの影響）について、出演者からできるだけ話を聞けるようにするためにテーマから逸脱する発言は控えるよう要請し、テーマから逸脱する発言であると判断した場合には発言を打ち切ることもあると伝えた。

また、████CPが同日15時30分すぎに再度原告立花に電話した際、原告立花は、綾野剛氏の問題はネット上に出ているのに、テレビが何も伝えずドラマに出演させることが非常に怖いことだと述べ、綾野剛氏の名前は出さずに「俳優が」との表現で伝えることは許されるのかとの趣旨のことを述

べたが、[REDACTED]CPは、名前を出すかどうかにかかわらず、発言の全体を捉えて、テーマから逸脱していると考えれば発言を打ち切ることもある旨を伝えた。これに対し原告立花は、綾野剛氏から原告立花が名誉毀損で訴えられる可能性があるが、被告会社が出演を求めなければならない国政政党の党首が発言したことで放送局に迷惑をかけることはないと述べたが、[REDACTED]CPは、公共の電波を利用する放送局としては、事実確認ができるおらず名誉毀損や人権侵害にあたる可能性のある場合は対応せざるを得ない旨を伝えた。

さらに、本件番組の放送開始の直前の同日21時30分ころ、[REDACTED]CPが控室で原告立花と面会した際、原告立花は、被告会社が原告NHK党に送付した本件通知書（甲7）を机上に置き、「これは圧力以外の何物でもないでしょう」などと抗議し、当該文書を手を持ってスタジオに入った。

(4) [REDACTED]CPらと被告大越との打ち合わせ

本件番組の放送当日の同年6月16日16時30分ころから[REDACTED]CPら番組スタッフと被告大越は打ち合わせを行った。このとき[REDACTED]CPは、原告立花が討論のテーマから外れた綾野剛氏の私生活に関する発言をする可能性がある旨を伝え、番組スタッフらは具体的な対応策を協議し、原告立花が討論のテーマから外れた発言をした場合には、被告大越から原告立花に、発言が討論のテーマから逸脱したものであることを指摘して当該発言を止めるよう要請し、原告立花が逸脱した発言を止めない場合には発言を打ち切ることを伝えて発言を制止するよう対応することを決めた。

3 本件番組での原告立花の発言と被告大越の対応

- (1) 本件番組での原告立花の発言及びそれに対する被告大越の対応は、「本件番組における原告立花の発言部分の反訳」(乙1)の「22：17：52」から「22：18：57」部分に記載されたとおりである。
- (2) 原告立花は、本件番組で「テレビをご覧の皆さん、テレビは核兵器に勝る

武器です。テレビは国民を洗脳する装置です。テレビは国民が知るべき真実を隠しています。」、「テレビ朝日のプロデューサーの方からお手紙を頂戴しました。このお手紙には、テーマから逸脱する発言は控えていただくようお願い致します。万が一そのような発言があった場合はしかるべき対応させていただく場合もあるとご承知おきください。」などと、本件通知書（甲7）を読み上げながら発言した。

前記のとおり、原告立花は、「明日、立花孝志がテレビ朝日の生放送に出演します。」、「あたしは綾野剛の淫行について言及する予定です。」と Twitter に投稿し（甲6の3、乙5）、「いずれにしてもですね、テレビに出てですね、日頃テレビでは流れない情報をですね、テレビで流してやろうと思っておりますので、皆さんご期待ください。」などと YouTube でも発言しており（乙6の2）、████CPとの電話においても、綾野剛氏の問題はネット上に出ているのにテレビが何も伝えずにドラマに出演させることが非常に怖いことだと述べていた。このことから、本件番組での原告立花の「テレビは国民が知るべき真実を隠しています。」との発言は、綾野剛氏の問題がテレビで報道されないため本件番組でこれについて発言しようとしていることを示すものであった。また、本件番組の放送前に被告会社から「テーマから逸脱する発言は控えていただくようお願い致します。万が一そのような発言があった場合はしかるべき対応させていただく場合もあるとご承知おきください。」と告げられたとの本件番組での発言は、被告会社からテーマから逸脱する発言（綾野剛氏の問題に関する発言）を控えるよう要請されたことを問題にしようとするものであった。

(3) そこで被告大越は、原告立花の発言に対し、「今の発言は討論のテーマに沿ったものとは、仰る通り、認められません。発言を止めてください。」「今は、日本の安全保障の話をしています。」「その発言は認められませんのでここ

で打ち切らせていただきます。」と述べて、原告立花の発言を制止した。これに対し原告立花は「はい、ありがとうございます。」とこれに応じ、発言を止め、立ち上がって退席した。

4 本件番組出演後の原告立花の言動

(1) 原告立花は、本件番組を退席し被告会社社屋から外に出た直後に YouTube の配信を行い、「そもそも政治家の発言に、事前に、その、テーマ通りしゃべりなさいと、このような圧力をかけてくることが僕はテレビの怖さをすごい感じましたよ。いやいや怖いでしょう！」「僕はもちろん言いたかったのはガーシーのことや綾野剛の問題なんですが、こんなの、あの僕が言って、責任取るの僕じゃないですか。どう考へてもテレビ局関係ないでしょ。」「YouTube だったら何でも言えるからはつきり言う、綾野剛さん、やってること何やってるんですか、その17歳のね、当時17歳の元アイドルと、お酒を飲ませて泥酔させて、そしてその泥酔させた後にホテルに連れ込んで、淫行に及んだと。それを7年経った今、その当時の被害者の元アイドルの女の子が、自分が YouTube に出て『私は17歳の時に剛君からお酒を飲まされてその後、ホテルに行ってエッチしました』と。『剛君正直に言ってよ』ここまで言ってる訳でしょ。」「TBSの方は収録だったんで、あのオンエアーされるかどうかわかりません。ぜひ11時からのTBSのニュース23見てみてください。編集されるかもしれません。で、その、YouTube で言えるようなことをテレビ局が事前に制限をかけてくることに本当恐怖を感じました。」「でも仮に僕が、僕はもちろん綾野剛さんの名前を言うつもりはなかったですよ、テレビで。名前は伏せますよ、あの、本名を言うとね、問題があるから。でもそれを仮に言ったところで、そんな大きな問題ですか？」などと述べた（乙7の1 YouTube動画、乙7の2 反証）。

(2) その後、同日23時11分ころから、株式会社TBSテレビの報道番組で

ある「ニュース23」で党首討論が放送された。

原告立花は、本件番組出演当日に本件番組出演に先だって同党首討論の収録を行い、そこで上記のとおり綾野剛氏の問題について発言したが、当該部分はカットして放送された（乙8 Twitter投稿）。

(3) また、原告立花は、同日23時40分ころにもYouTubeで「TBSにカットされた綾野剛の17歳元アイドルに対する飲酒の上の淫行部分を公開します！」というタイトルで動画配信を行い、その中で「きょうのテレビ朝日やTBSは編集権でやれるんですけど」「月末、政見放送が行われますので、まあこの政見放送にはバシバシ綾野剛という名前が出てきますので、ここの方ね、ぜひ超ご期待頂きたいと思います。」などと述べた（乙9の1 YouTube動画、乙9の2 反訳）。

(4) このように、原告立花が本件番組で、綾野剛氏の問題について発言しようとし、党首討論のテーマから逸脱する発言をしないよう要請した被告会社の対応を問題にしようとしていたことは、上記の本件番組出演後の原告立花の言動からも明らかである。

5 不法行為の不成立

原告らは、被告会社には放送法により一定の裁量に基づく編集権が認められているが、原告立花の発言を打ち切ったことは編集権の裁量の範囲を逸脱したものであるとし、原告らの表現の自由及び政治活動の自由を侵害する不法行為であるなどと主張している。

しかし、本件番組は、参議院議員選挙の主要な争点と考えられる2つのテーマに限定して、限りある放送時間内で9政党の党首の見解を視聴者に伝えるものとして企画したものであり、9政党の党首もそれを理解して出演したものである。放送時間内に討論のテーマに沿った各党首の見解の表明が円滑に行われるためにはテーマから逸脱する発言がなされないよう注意を払うことは、表現の

自由（憲法21条1項）の一環として保障される放送の自由に基づく被告会社の編集権の行使として、被告会社が十二分に行わなければならないものである。

原告立花は本件番組において、討論のテーマを逸脱し、綾野剛氏の問題について発言しようとし、テーマを逸脱する発言をしないよう要請した被告会社の対応を問題にしようとしていたものであり、原告立花のそのような発言を制止した被告会社及び被告大越の行為は、放送の自由に基づく編集権の行使として全く正当なものであり、何ら違法ではない。

したがって、被告会社が本件番組の放送前に原告立花に対し、設定された討論のテーマから逸脱する発言は控えるよう要請し、そのような発言がなされた場合には発言を打ち切ることもあることを伝えたこと、及び、本件番組において、被告大越が原告立花にテーマから逸脱した発言であることを指摘して発言を止めるよう求め、発言を続けた原告立花に対して発言を打ち切ると伝えたことが、原告らに対する不法行為に該当しないことは明らかである。

第4 結語

以上のとおり、原告らが主張する被告らの不法行為は成立せず、原告らの本訴請求は理由がないことが明らかであり、すみやかに棄却されるべきである。

添付書類

- 1 乙号証 写し 各1通
- 2 訴訟委任状 4通

以上